

# 仕 様 書

## 1 納入物品

宮崎北警察署被留置者用給食

## 2 納入場所

宮崎市錦本町4番8号 宮崎北警察署留置施設

## 3 納入仕様

- (1) 給食を入れる食器については、宮崎県（以下「甲」という。）の承認を得たものを使用すること。
- (2) 支給食事の量や献立、栄養価のバランスに配慮し、一定のカロリーの確保、調理場の器具、食器等の清潔の保持、従業員の健康管理等に問題がないこと。
- (3) カロリーについては、1日3食で2,300kcalを目安とし、その検査のために原則年4回、その他随時（数回）実施することができるものとし、ある特定の1日における3食全ての献立（使用食材及びその分量を記録したもの）の提出に応じること。
- (4) 年間休みなく、被留置者の給食支給時間（概ね07:20、11:30、16:30）の30分前までに、原則、パン食を除く弁当を提供すること。  
やむを得ず前日に翌日の朝食を配達する時は、食事内容を事前に警察署と協議して決定後に保管可能な食事を配達するものとするが、パン食とした場合は菓子パン等を不可とする。
- (5) 配達時間の概ね1時間30分前までの注文数の増減に対応すること。
- (6) 健康上、宗教上の理由（アレルギー食、肉類除去食等）に都度応じられること。
- (7) 甲からの要請により、翌日の朝食支給時間前に出発する者の朝食分として、再調理不要の食事を前日の夕食支給時間までに提供できること。また、昼食分の携行食を当日の朝食支給時間までに提供できること。
- (8) 受注者側の都合により、やむを得ず給食を納入できない場合は、事前に甲に連絡し了承を得ること。
- (9) (4)の被留置者の給食支給時間よりも早期に給食を納品する場合は、事前に当署と協議し、受注者の費用負担により冷凍庫や保温庫を設置する等、食中毒等の衛生管理対策措置に努めること。